

令和5年度財政援助団体等監査（監査対象：地方独立行政法人神戸市民病院機構）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 意見</p> <p>イ 資産(備品)管理マニュアル等の整備について</p> <p>法人には、具体的な資産(備品)管理に関するマニュアル等がなく、資産の管理において、以下の事例があった。</p> <p>西市民病院では、パソコン、タブレット及びその周辺機器や双眼ルーペ等医療機器について、病院購入資産所在確認調査票（以下「調査票」という。）により、要求科の所属長に対して所在確認（調査票の現状欄に「保有・破棄・不明」のいずれかに○印を付ける様式）の調査を実施していた。調査の結果、「不明」「破棄」と回答した要求科の所属長は、「器具・備品等廃棄及び除却申請書兼許可書」により資産の廃棄及び除去の申請手続きを令和5年3月に行っていた。調査対象資産164件のうち、「不明」は27件あり、そのうちパソコンやタブレットは23件あった。</p> <p>西市民病院では、現在は、医師の異動や退職時に資産の確認を確実に行うように改めているとのことであるが、法人として、財政状態を正しく把握することや、事務の効率化や責任の明確化を図るためにも、医療機器等や事務用機器の資産(備品)の現状を確認する仕組みや、具体的な管理マニュアル等を検討し、整備されたい。</p>	<p>資産管理については、固定資産管理要綱で定めている。</p> <p>固定資産管理要綱では、各病院長を管理責任者として、具体的な管理手法や実査について、管理責任者の責務等を示しているところである。</p> <p>一方で、実際の業務に従事する担当者の業務内容については、各管理責任者に委ねていたところであり、機構として統一的な対応は行っていないかった。</p> <p>ご意見にあった通り、機構として一定水準の事務執行を担保するとともに、事務担当者の業務効率化・適正化のため、取得や処分、実査における具体的な実務について整理し、改めて具体的な管理手順を定めた固定資産管理マニュアルを整備した。</p> <p>令和6年度末における医療機器等や事務用機器の資産(備品)の現状確認からは、今回整備したマニュアルに基づき、より適切に資産管理を行っていく。</p>	<p>措置済</p>